

子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりは
どうしておいしいの？

(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんに
やさしい気を使っている
男の子です。

お父さん、ちゃんと
ご飯食べている？

(小5・女)

お母さんの前では言えな
かったのですが、お父さん
のことを心配していたこと
を伝えることができました。

お父さんがずっと養育費を
払ってくれているとお母さん
から聞いて、見捨てられたの
ではないと思った。

(中2・男)

毎月1、2回はお母さんと
食事しているから淋しくない。
これからもずっと会いたい。

(小4・男)

父は養育費もきちんと払っ
てくれた。小さいころから
会ってきたので母子家庭で
あることをあまり意識しな
かった。離婚したけど今で
も両親には感謝している。

(18歳・女)



養育費相談支援センターの業務内容

養育費相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費相談支援事業

● 養育費・面会交流に関する電話・メールによる相談

電話相談

03-3980-4108 0120-965-419

(携帯電話は使えません。)

平日(水曜日を除く) 10:00～20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00～22:00
土/祝日 10:00～18:00

メール相談

info@youikuhi.or.jp

(相談員が数日中に回答を送信します。)

- 養育費相談支援センター(東京事務所)では、面会交流に関する面接相談も行っています。
 - 各地の母子家庭等就業・自立支援センターでも養育費等に関する相談を受け付けています。
- 詳しくは、養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や面会交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供

(URL <http://www.youikuhi-soudan.jp/>)

パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、面会交流促進のための広報活動

養育費・面会交流

— 離れて暮らす親と子の絆のために —

お子さんのために養育費をもらっていますか？
お子さんのために養育費を送っていますか？
お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか？

親が離婚した子どもたちは、
お父さんもお母さんも自分のことを
かけがえのない大切な存在であると思
ってくれていることを知ることによって、
深い安心感と自尊心を育むことができます。
養育費と面会交流は
子どもの健やかな成長を支える
車の両輪です。

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 厚生労働省委託事業
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854
メールアドレス info@youikuhi.or.jp

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。



取決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見るができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合っており取り決めなおすことができます。

面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



面会交流の方法

面会交流の方法には、父母が話し合っ決めて場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、別居親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

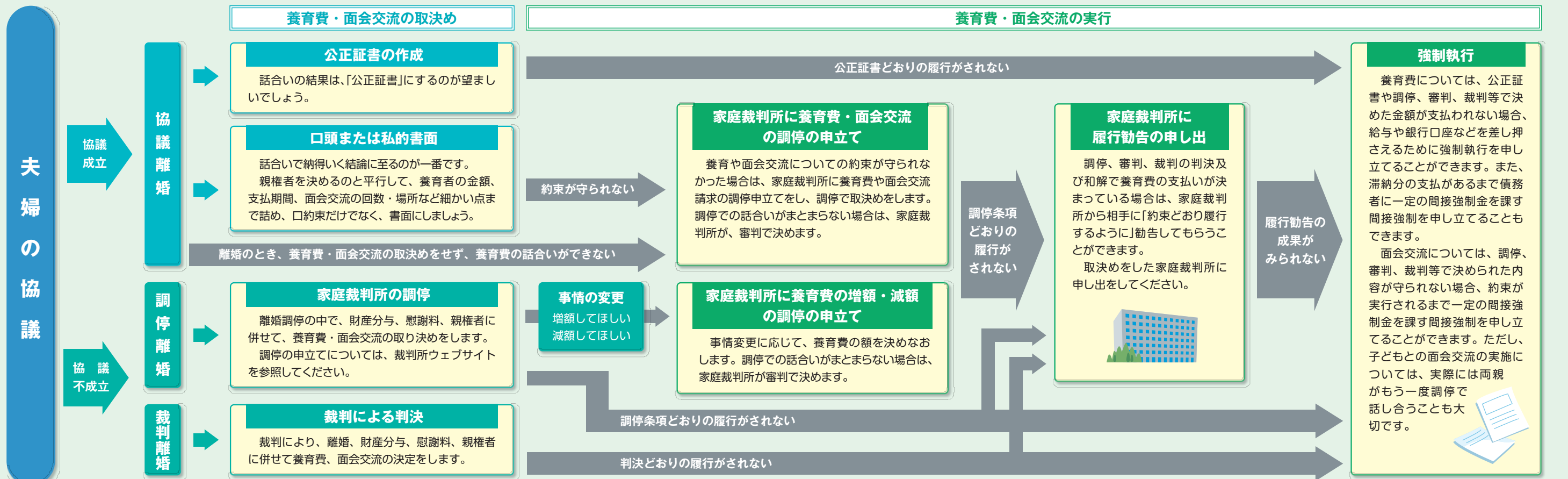
取決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合っ決めてのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

養育費・面会交流の手続の流れ



※平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法（明治29年法律第89号）（平成23年の一部改正後のもの）（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4（略）

※養育費や面会交流に関する相談は、養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。